

平成 26 年定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

頁

◎ 議案補充説明

- 議案第 198 号「工事請負契約の変更について（消防救急デジタル無線（共通波）整備工事）」について …………… 1

◎ 所管事項説明

- 1 「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定状況について …………… 4
- 2 県北部海拔ゼロメートル地帯対策について …………… 16
- 3 台風第 11 号に係る対応の検証について …………… 26
- 4 平成 26 年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）について …… 36

◎ 報告事項

- 1 平成 26 年度三重県総合防災訓練の実施結果について …………… 48
- 2 「伊勢湾台風 55 年シンポジウム・風水害セミナー」及び「昭和東南海地震 70 年シンポジウム」の概要について …………… 58

○ 資 料

別冊 1 三重県新風水害対策行動計画（仮称）（素案）

別冊 2 平成 26 年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）

平成 26 年 12 月 9 日

防災対策部

◎議案補充説明

議案第198号		工事請負契約の変更について	
工事名	消防救急デジタル無線(共通波)整備工事		
施工場所	津市広明町13番地 他45箇所		
契約金額	変更前 1,944,600,000円(消費税含む) 変更後 1,940,017,800円(消費税含む)		
請負者 住所氏名	名古屋市中区錦一丁目17-1 日本電気株式会社東海支社 支社長 中村寿文		
契約工期	変更無し 平成24年12月19日から平成27年3月13日		
工事内容	緊急消防援助隊の活動時や消防本部の相互応援時に使用する消防救急無線(共通波)の整備を行う。		
工事変更の内容	<p>工事進捗に伴い設計の一部変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災行政無線中継所の電源設備の利用(1箇所)等に伴う減額 ・空中線(アンテナ)の離隔を確保するための鉄塔(2箇所)の嵩上げ改造等に伴う増額 		
契約方法	随意契約		

消防救急デジタル無線（共通波）整備工事 変更概要

全国の消防本部が使用している消防救急無線は、電波関係法令の改正により平成28年5月31日までにデジタル化することが求められています。

三重県では、三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画（平成19年3月）に基づき、緊急消防援助隊の活動時や消防本部の相互応援時に調整本部や消防本部が使用する消防救急無線（共通波）について、県防災行政無線設備を活用して、県域一体で整備を行っています。

平成24年度から進めている本工事は、今年度が最終年度となりますが、工事進捗に伴い設計の一部を変更する必要性が生じておりますので、今回、契約変更を行うものです。

契約変更の概要

① 県防災行政無線中継所の電源設備の利用（1箇所）

直流電源装置の設置を予定していた浅間（せんげん）中継所において、無線機器の詳細仕様の確定に合わせ電源設備の再検討を行ったところ、隣接する県防災行政無線中継所の直流電源装置の利用が可能であったことから、直流電源を変更します。

② 資材運搬方法をモノレールからヘリコプターに変更（1箇所）

紀宝中継所の工事用資材の搬送にモノレールを仮設する計画でしたが、現地の詳細調査を行ったところ、ヘリコプターを使用した方が安価に搬送可能でしたので、ヘリコプターを使用することとします。

③ 回線構成の見直しにより中継箇所を3箇所減

通信事業者のサービスを参考に回線構成の見直しを行ったところ、予定していた中継箇所を経由せずに回線を構成することが可能であったことから、中継箇所を3箇所（鈴鹿庁舎、桑名庁舎、四日市庁舎）減らします。

④ 空中線（アンテナ）の離隔を確保するための鉄塔（2箇所）の嵩上げ改造

南勢中継所及び名倉中継所において、既設の鉄塔では新設空中線と既設空中線の離隔が十分に取れず互いの電波が影響を与え合うと判明したことから、空中線の離隔を確保するため、鉄塔の嵩上げ改造を行います。

⑤ 電波の漏れ出しを減らすための空中線型式・数量変更

電波シミュレーションを基に総務省東海総合通信局と協議したところ、他県への電波の漏れ出しを減らすよう指示されたため、その対応に合わせて、空中線の型式・数量を変更します。（21基地局中17基地局を変更します）

⑥ 半固定無線機の一部を卓上型から可搬型へ変更

県内消防本部に設置する半固定無線機を卓上型としていましたが、現場での消防力の強靱化を図るため、一部を現場での使用が容易な可搬型に変更します。（47台中24台を可搬型とします）

⑦ 固定無線局用鋼管柱（1本）の追加

大台町宮川支所に設置する固定無線局について、空中線を取り付ける計画の既設柱の詳細調査を行ったところ、取り付けるための強度が不足することが判明したことから、新たな鋼管柱を1本設置します。

◎所管事項説明

1 「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定状況について

1 策定状況

「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」は、台風の大規模化や局地的大雨の頻発など、近年、急速に激化の様相を見せ対応の厳しさを増している風水害に対して万全の備えを進めるため、今後の本県の風水害対策の方向性と道筋を示す計画です。

これまで、庁内検討のほか、学識経験者等で構成される専門部会での議論、市町・消防本部との意見交換を実施するなど検討を重ねているところです。

このたび、現在の策定状況について、「素案」としてとりまとめを行いました。

2 計画素案の概要（別冊1、資料1～3）

第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～

第1章では、計画策定の背景として、近年の気象概況や災害事例を述べる
とともに、国及び県におけるこれまでの対策等について整理しています。

第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～

第2章では、第1章で述べた、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等によ
りもたらされた災害事例の検証を通じて、見えてきた課題を整理しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、計画の策定目的のほか、地震・津波対策だけでなく風水害対
策においても、「防災の日常化」をめざしていくことが重要であることを述
べるとともに、それぞれの取組主体に期待される役割を整理しています。

第4章 計画の基本事項

第4章では、計画の位置づけ、「三重県新地震・津波対策行動計画」との
関係について述べるとともに、対策の全体像を示しています。

第5章 課題解決に向けた重点的取組

第5章では、第2章でまとめた近年の災害事例から見えてきた課題の解決
に向け、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定し、
対策の重要性を述べるとともに、必要となる行動項目を「重点行動項目」と
して示しています。

第6章 行動計画

第6章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動を「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示しています。

3 今後の進め方

今後、平成26年12月に開催を予定している専門部会や三重県防災対策会議を経て、中間案としてのとりまとめを行った後、同案に対して、市町や関係機関に対する意見照会、パブリックコメントによる意見募集を実施するなど、さらなる意見聴取に努めていきます。

また、コラムや有識者インタビュー記事、写真の挿入など、誌面のさらなる充実も図っていきます。

これらの作業を通じて、平成27年3月の公表をめざします。

第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～

第1章では、計画策定の背景として、近年の気象概況や災害事例を述べるとともに、国及び県におけるこれまでの対策等について整理する。

1 近年の災害事例とその傾向

(1) 近年の気象概況

- ①平成26年8月豪雨の発生
広島市で大規模土砂災害が発生。三重県では初の大雨特別警報が発表。
- ②台風の発生傾向～巨大化する台風～
台風の勢力が強くなる傾向。台風の発生が深刻な状況となりつつある。
- ③大雨の発生傾向～極端な降雨が全国各地で頻発～
大雨の観測回数が増加。各地で観測史上最多の降水量を記録。
- ④竜巻や大雪などの発生状況
竜巻の発生が多く報告。その突発性と危険性が注目される。
平成26年2月に太平洋側で大雪。三重県南部に初めてとなる大雪警報が発表。

(2) 近年の災害事例

- ①台風に伴う大雨などによる災害事例～被害が甚大化する傾向～
洪水被害は、被害面積あたりの被害額が増加傾向。
土砂災害の発生は増加傾向。最近10年間の発生件数は、30年前の10年間と比較して、約1.5倍に増加。
平成16年台風第21号では、死者・行方不明者10人、6,246世帯の住家被害が発生。
平成23年紀伊半島大水害では、死者・行方不明者3人、2,763棟の住家被害が発生。
- ②竜巻、大雪などによる災害事例
本県では、竜巻や大雪によって深刻な人的被害が発生した事例はまだないものの、竜巻は沿岸部・内陸部を問わず県内各地で発生。
また、平成26年2月の大雪では、帰宅困難など生活支障が発生。

2 国の風水害対策の取組

(1) 災害対策法制の見直し

伊勢湾台風を契機に災害対策基本法を制定。東日本大震災の発生を受けて法改正。
平成11年広島豪雨災害を契機に土砂災害防止法を制定。平成26年広島土砂災害の発生を受けて法改正。等

(2) 新たな防災気象情報の提供

平成16年に相次いだ豪雨災害を受けて、土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報等の市町村単位での提供を開始。
紀伊半島大水害を受けて、特別警報の提供を開始。等

(3) 国における対策検討と打ち出された方針

国土交通省においてタイムライン策定に向けた検討に着手(H26.1～)。
内閣府が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定(H26.9)。等

3 三重県の風水害対策の取組

(1) 三重風水害等対策アクションプログラムの推進

10本の施策の柱を掲げ、対策を推進(平成22年度～26年度)。

(2) 紀伊半島大水害の発生をふまえた県災害対策本部体制などの見直し

県災害対策本部体制の見直し、派遣班の創設と市町への支援、総合防災訓練の見直し(住民参画)。等

(3) 三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直し

本計画の策定と合わせ、タイムラインの考え方を取り入れた「台風接近時の減災対策」を新たに盛り込むなど、平成26年度に見直しを実施。

第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～

第2章では、前章で述べた、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等によりもたらされた災害事例の検証を通じて、見えてきた課題を整理する。

1 平成23年紀伊半島大水害の検証

当時の行政(県)の対応について検証。



紀宝町高岡地区

(活動体制)

災害対応体制へ移行するための基準などが明確でなく、結果として、日常の業務体制から非日常の災害対応体制への切り替えが徹底できなかった。
通常の配備要員より増強するなど、災害に応じた配備体制強化のあり方に課題があった。

(情報収集)

市町、関係機関及び各部からの情報を正確に把握するのに時間を要した。

(情報分析及び対策立案)

情報収集作業が事実確認にとどまり、情報分析から対策の立案・実行へと展開できなかった。

(人的支援)

市町への人的支援の実施に時間を要した。

(情報提供)

災害状況や災害対策本部の取組状況をスムーズに広報(情報提供)することができなかった。

三重県新風水害対策行動計画（仮称）の構成案について（2/4）

2 平成26年8月豪雨の検証

(1) 平成26年台風第11号に伴う三重県内の豪雨

市町への調査や意見交換等を通じて検証。

(避難勧告・指示の発令基準の整備・再点検)

避難勧告・指示の発令基準が未整備、あるいは整備済の市町であっても、発令のタイミングや対象地区の設定など運用の面で課題が明らかになった。

(避難所の迅速な開設)

避難所開設を待ったので、避難勧告等の発令に時間を要した事例があった。

(大雨特別警報への対応)

特別警報発表時の避難勧告等の基準が整備されていないという課題が明らかになった。

(避難情報の伝達)

適切な避難行動を促すため、避難情報を住民にどのように伝達するかで苦慮した事例があった。

(避難勧告・指示、土砂災害警戒情報、特別警報等への住民の理解)

避難勧告・指示の意味や土砂災害警戒情報、特別警報等の災害情報が住民に浸透していないという課題が明らかになった。

(2) 平成26年8月の広島市内での豪雨による土砂災害

発災直後の報道内容等から整理。(現在、市において検証作業を実施中)

- ・十分でなかった行政による防災気象情報の活用
- ・行政の体制確保、初動対応の遅れ
- ・避難勧告・指示の発令にかかる判断の遅れ
- ・地域で起こりうる災害についての住民の認識不足
- ・風水害や防災気象情報についての住民の理解不足 等

3 近年の風水害事例の検証

(1) 近年国内で発生した豪雨災害の検証

紀伊半島大水害、平成26年8月豪雨を除いた過去の発生事例から検証。

- ・台風時に、田や畑を見に行くなど「能動的に危険に接近した」ことによる人的被害も多い。
- ・ハード整備は、これまでの風水害において一定の効果を発揮している。

(2) 竜巻等の突風被害の検証

過去の発生事例から検証。

- ・竜巻注意情報が発表されたときには、既に切迫した状況であることが多い。
- ・直前対応がとられたかどうか、人的被害の有無にも左右する。

(3) 平成26年2月の大雪被害の検証

さまざまな支障が連鎖的に発生。

- ・道路交通等に関する支障や被害、孤立の発生、帰宅困難者の発生。 等

4 見えてきた課題

発生から発災までのリードタイムの有無により、風水害は、「発災までに時間的余裕のある風水害」と「時間的余裕のない風水害」に大別することができる。

この時間差に着目し、課題を整理。

さらに、この整理にあたっては、行政における対応面での課題と、住民の皆さんに求めていく必要がある課題に分けてまとめる。

(1) 発災までに時間的余裕があった災害事例から見えてきた課題

～時間的余裕のある風水害(台風、雪)に対しては、発災までの時間(リードタイム)を有効に活かしていく必要があるが、十分に活かしているのか！～

【行政側の課題】

- ・迅速な初動体制の確保
- ・関係機関による情報共有
- ・避難勧告・指示等の発令にかかる的確な判断
- ・災害情報の伝達
- ・風水害に備える基盤施設の整備

【住民側の課題】

- ・地域で起こりうる災害についての認識
- ・風水害や防災気象情報についての理解
- ・避難情報の理解と的確な避難の実施
- ・災害から地域を守る組織づくり、人づくり



(2) 発災までに時間的余裕がなかった災害事例から見えてきた課題

～時間的余裕のない風水害(局地的大雨、竜巻)に対しては、(時間的余裕のある風水害以上に)その特徴を知り、日頃の備えを怠ってはならない！～

【行政側の課題】

- ・避難勧告・指示等の発令にかかる迅速な判断

【住民側の課題】

- ・地域で起こりうる災害についての認識(再掲)
- ・風水害や防災気象情報についての理解(再掲)
- ・避難情報の理解(再掲)
- ・とっさに身を守る迅速な避難の実施
- ・災害から地域を守る組織づくり、人づくり(再掲)

三重県新風水害対策行動計画（仮称）の構成案について（3/4）

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、計画の策定目的のほか、地震・津波対策だけでなく風水害対策においても、「防災の日常化」をめざしていくことが重要であることを述べるとともに、それぞれの取組主体に期待される役割を整理する。

1 計画策定の目的と「防災の日常化」

(1) 目的

第2章でまとめた課題に的確に対応していくため、今後の風水害対策の方向性と道筋を示すとともに、着実に対策を推進する。

(2) 「防災の日常化」

地震・津波対策に引き続き、風水害対策においても、「防災の日常化」をめざす。地震・津波対策は「いつか来る」災害への対応。そこで、「将来に向けた備え」としての「防災の日常化」が大事。一方、風水害対策は「いつも来る」災害への対応。そこで、文字どおり、「日々の備え」としての「防災の日常化」が重要。

2 それぞれの取組主体に期待される役割

県民や事業者の皆さん、防災関係機関、市町、県など、それぞれの主体が自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して「防災の日常化」に向けた取組を進める。

第4章 計画の基本事項

第4章では、計画の位置づけ、「三重県新地震・津波対策行動計画」との関係について述べるとともに、施策体系により、対策の全体像を示すこととする。

1 計画の位置づけ

「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」を推進するための行動計画。基盤施設等の緊急整備、災害対応力強化に向けた体制整備など、「みえ県民力ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な風水害対策の計画。

2 三重県新地震・津波対策行動計画との関係

防災啓発や防災教育の推進、災害時要援護者への支援、避難生活の支援体制の充実など多くの対策は、風水害対策と地震・津波対策の両方を兼ね備えている。そこで、共通する行動項目については、「三重県新地震・津波対策行動計画」から抜粋・整理、必要な修正等を行い、本計画の「第6章」に掲載。

3 施策体系

発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿った対策として取り組むことができるよう、「施策の柱」には、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を据えた。そして、総合的な風水害対策の計画とするため、これらの柱のもとで、必要となる施策を、21の「施策項目」として分類



4 計画期間

3年間（平成27年度～平成29年度）

5 進行管理

毎年の進捗状況を防災対策部でとりまとめ公表。

三重県新風水害対策行動計画（仮称）の構成案について（4/4）

第5章 課題解決に向けた重点的取組

第5章では、第2章でまとめた近年の災害事例から見てきた課題の解決に向け、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定し、対策の重要性を述べるとともに、必要となる行動項目を「重点行動項目」として示すこととする。

近年の風水害被害や対策上の課題などをふまえ、本県が取り組むべき対策を、7つの「重点的取組」として設定するとともに、それらの「取組」を進めていくうえで必要と考えられる行動項目を、第6章から選択して、「重点行動項目」として選定。計画期間中、これらの対策を特に強力に進めていくこととする。

（重点的取組1）

台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策を進める

（重点的取組2）

土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

（重点的取組3）

洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

（重点的取組4）

「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策を進める

（重点的取組5）

すべての県民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、自ら判断し行動できるための対策を進める

（重点的取組6）

風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う市町の災害対応力を充実・強化するための対策を進める

（重点的取組7）

風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた対策を進める

第6章 行動計画

第6章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示すこととする。

1 災害予防・減災対策

「県民の防災行動の促進」、「風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策／土砂災害対策）」など、平時からの備えに万全を期すことにより、災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講ずべき対策を進める。

2 発災前の直前対策及び発災後対策

「発災に備えた直前対策の強化」、「災害対策本部の機能強化」など、発災前の直前期における備えを進めるとともに、災害発生直後の刻々と変化する状況に対して、的確かつ迅速な対応を行うため、事前に講ずべき対策を進める。

3 復旧・復興対策

「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」、「被災者の生活再建支援」など、被災後の生活環境の回復や生活再建への支援など、災害から立ち直り、平穏な生活を取り戻すため、事前に講ずべき対策を進める。

参考資料

1 三重県新風水害対策行動計画の策定の流れ

2 県・市町等が発行している防災ガイドブック等

防災・減災についての、より深い理解や行動促進につなげていくため、県や市町等が作成し発行している防災ガイドブック等について一覧化。

3 用語の説明

～重点的取組と重点行動項目～

重点的取組1

台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策を進める

- ◇「三重県版タイムライン（仮称）」の策定
- ◇災害時要援護者の保護にかかる検討の実施
- ◇学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施
- ◇「三重県防災情報プラットフォーム」の構築
- ◇海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討

重点的取組2

土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

- ◇土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進
- ◇土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進
- ◇市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援
- ◇市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進
- ◇治山対策の推進
- ◇災害に強い森林づくりの推進

重点的取組3

洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

- ◇洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）
- ◇洪水防止対策の推進（河川・ダム等の整備）
- ◇河川堤防における脆弱箇所対策等の推進
- ◇海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）
- ◇迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）
- ◇市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援
- ◇海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討（再掲）

重点的取組4

「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策を進める

- ◇「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用
- ◇地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化
- ◇自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成
- ◇実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり
- ◇消防団と自主防災組織が連携して防災（災害対応）活動を行うための環境づくり
- ◇「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用

重点的取組5

すべての県民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、自ら判断し行動できるための対策を進める

- ◇風水害に関する防災啓発の推進
- ◇「みえ防災・減災アーカイブ」の充実
- ◇防災ノート等を活用した防災教育の推進
- ◇「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進
- ◇「緊急速報メール」の市町への導入促進
- ◇「災害情報共有システム（シアラート）」の円滑な運用
- ◇三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進

重点的取組6

風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う市町の災害対応力を充実・強化するための対策を進める

- ◇市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施
- ◇市町における図上訓練の実施支援
- ◇市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進（再掲）
- ◇三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）

重点的取組7

風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた対策を進める

- ◇孤立化を防止するための避難所等における整備促進
- ◇停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進
- ◇地域における災害医療ネットワークの構築
- ◇高速道路等のミッシングリンク（未開通区間）の解消
- ◇緊急輸送道路の整備
- ◇道路啓開対策の推進
- ◇総合防災訓練（実動訓練）の実施
- ◇緊急輸送ヘリコプターの燃料確保

青字は、「第5章 課題解決に向けた重点的取組」において、重点行動項目に位置づけられた行動項目

1 災害予防・減災対策

1 県民の防災行動の促進

- ◇風水害に関する防災啓発の推進
- ◇停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進
- ◇「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進
- ◇市町が取り組む「洪水ハザードマップ」の作成支援
- 市町が取り組む「内水ハザードマップ」の作成支援
- ◇市町が取り組む「土砂災害ハザードマップ」の作成支援
- 防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進
- 出前トーク等による住民への周知啓発
- マスメディアを活用した防災啓発
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施
- ◇総合防災訓練(実動訓練)の実施
- ◇三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進
- みえの防災大賞の実施
- 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討
- 三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施
- ◇「みえ防災・減災アーカイブ」の充実

2 防災人材の育成・活用

- 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用
- ◇市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施
- ◇地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化
- 消防職員にかかる教育訓練の充実
- 消防団員にかかる教育訓練の充実
- ◇自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成
- ◇実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり
- ◇消防団と自主防災組織が連携して防災(災害対応)活動を行うための環境づくり
- 女性防災人材の育成
- 企業防災担当者の人材育成
- 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成
- 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施
- 民生委員・児童委員に対する研修の実施
- 防災現場における男女共同参画の推進
- みえの防災大賞の実施(再掲)
- ◇「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用

3 防災教育の推進

- ◇防災ノート等の活用による防災教育の推進
- 学校防災リーダーを中心とした防災教育の推進
- 防災に関する学校と地域との連携の推進
- 「学校における防災の手引」の活用
- ◇学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施
- 教職員研修の充実
- 三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施(再掲)

4 災害時要援護者への支援(予防対策)

- 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の整備促進
- ◇災害時要援護者の保護にかかる検討の実施
- ◇地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化(再掲)
- 消防職員にかかる教育訓練の充実(再掲)
- 消防団員にかかる教育訓練の充実(再掲)
- ◇自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成(再掲)
- ◇実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり(再掲)
- 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施(再掲)
- 民生委員・児童委員に対する研修の実施(再掲)
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施(再掲)
- 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進
- 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進

5 風水害に強いまちづくりの推進(水害・高潮対策)

- ◇洪水防止対策の推進(河川・ダム)の整備
- ◇洪水防止対策の推進(河川堆積土砂の撤去)
- 洪水防止対策の推進(河川・ダム・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検)
- ◇河川堤防における脆弱箇所対策等の推進
- 水門・排水機場の正常な機能確保
- 老朽化した土地改良施設の修繕・補修
- 道路冠水対策の推進
- ◇迅速な避難に資する情報提供の推進(河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供)
- ◇市町が取り組む「洪水ハザードマップ」の作成支援(再掲)
- 市町が取り組む「内水ハザードマップ」の作成支援(再掲)
- ◇海岸保全対策の推進(海岸堤防等の整備)
- 漁港施設の風水害対策の推進
- 避難場所となるオープンスペース(公園緑地等)の確保

6 風水害に強いまちづくりの推進(土砂災害対策)

- ◇土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進
- ◇土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進
- 土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化
- ◇市町が取り組む「土砂災害ハザードマップ」の作成支援(再掲)
- 宅地災害予防対策の促進
- ◇治山対策の推進
- ◇災害に強い森林づくりの推進
- 農業用ため池等における土砂災害対策の推進
- 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成
- 大規模土砂災害等災害リスクを都市計画改定基本方針へ反映
- 避難場所となるオープンスペース(公園緑地等)の確保(再掲)

7 企業防災活動の推進

- みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上
- 企業防災担当者の人材育成(再掲)
- 事業所等における業務継続計画(BCP)策定の促進
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり
- 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成(再掲)
- 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進
- 企業向け防災対策融資制度の周知

2 発災前の直前対策及び発災後対策

8 発災に備えた事前対策の強化

- ◇「三重県版タイムライン(仮称)」の策定
- ◇災害時要援護者の保護にかかる検討の実施(再掲)
- ◇学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施(再掲)
- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化
- ◇「三重県防災情報プラットフォーム」の構築
- 水防体制の充実・強化及び水防資材の補給
- 図上訓練の実施
- ◇市町における避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成(活用)の促進
- ◇海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討
- 大規模移送にかかるバス事業者との連携

9 災害対策本部の機能強化

- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化(再掲)
- 水防体制の充実・強化及び水防資材の補給(再掲)
- ◇「三重県版タイムライン(仮称)」の策定(再掲)
- ◇「三重県防災情報プラットフォーム」の構築(再掲)
- 三重県業務継続計画(BCP)の策定
- ◇総合防災訓練(実動訓練)の実施(再掲)
- 図上訓練の実施(再掲)
- 防災関係機関との連携強化
- 初動警察体制の強化
- 災害警備訓練の実施
- 防災関係機関の相互連携
- 災害発生時における非常通信の確保
- 災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保
- 職員の情報伝達訓練の実施
- 職員の防災研修の実施
- 非常時に備えた通信統制訓練の実施
- 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成
- 水防技術講習会を通じた災害対策用機械の操作技術の習得
- 交番・駐在所の防災機能の強化
- 災害時の出納業務の対応能力の向上

10 災害情報の収集・伝達体制の強化

- ◇「三重県防災情報プラットフォーム」の構築(再掲)
- 災害時における映像情報を活用した情報の共有化
- ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達
- 消防救急無線設備のデジタル化への移行促進
- 災害時における迅速な被災状況の把握
- 被災宅地危険度判定士の養成
- ◇「Lアラート(公共情報 commons)」の円滑な運用
- ◇「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進(再掲)
- ◇「緊急速報メール」の市町への導入促進
- SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した情報提供のあり方検討

青字は、「第5章 課題解決に向けた重点的取組」において、重点行動項目に位置づけられた行動項目

11 孤立の解消に向けた対策の推進

- ◇停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進(再掲)
- 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討(再掲)
- ◇孤立化を防止するための避難所等における整備促進
- ◇緊急輸送道路の整備
- 雨量規制区間の代替ルート確保
- ◇高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消
- 道路防災対策の推進
- ◇総合防災訓練(実動訓練)の実施(再掲)
- ◇緊急輸送ヘリコプターの燃料確保
- ◇道路啓開対策の推進
- 被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化

12 広域応援・受援体制の整備

- 災害時の支援等に関する協定の拡充
- ◇海抜ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討(再掲)
- 広域防災拠点の整備・機能強化
- 防災関係機関との連携強化(再掲)
- 警察災害派遣隊の運用
- 消防における広域応援体制の充実強化
- 災害時のボランティア受入体制の整備
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化

13 医療救護体制の充実

- 災害拠点病院等での非常用発電機能の確保
- 災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討
- 災害拠点病院の訓練実施・参加促進
- 災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保
- 救急告示医療機関のEMIS参加促進
- EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有
- 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備
- 地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保
- ◇地域における災害医療ネットワークの構築
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)
- 避難所での衛生管理体制の確保
- 遺体を取り扱う体制の整備

14 市町防災力の向上に向けた支援

- 市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施
- 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用(再掲)
- ◇市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施(再掲)
- ◇市町における図上訓練の実施支援
- ◇市町における避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成(活用)の促進(再掲)
- ◇市町が取り組む「洪水ハザードマップ」の作成支援(再掲)
- 市町が取り組む「内水ハザードマップ」の作成支援(再掲)
- 土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化(再掲)
- ◇市町が取り組む「土砂災害ハザードマップ」の作成支援(再掲)
- 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成(再掲)
- 常備消防の充実・強化
- 消防職員にかかる教育訓練の充実(再掲)

- ◇地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化(再掲)
- 消防団の活動支援
- 消防団員にかかる教育訓練の充実(再掲)
- ◇自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成(再掲)
- ◇実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり(再掲)
- ◇消防団と自主防災組織が連携して防災(災害対応)活動を行うための環境づくり(再掲)
- ◇「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用(再掲)

15 災害時要援護者への支援(応急対策)

- ◇三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 福祉避難所の指定等の促進
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援

16 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

- 女性防災人材の育成(再掲)
- 防災現場における男女共同参画の推進(再掲)
- ◇三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

17 帰宅支援対策の強化

- 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進
- 災害時帰宅支援ステーションの周知
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり(再掲)
- 大規模移送にかかるバス事業者との連携(再掲)

18 避難生活の支援体制の充実

- ◇三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 福祉避難所の指定等の促進(再掲)
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進
- 給食施設災害時体制づくりの推進
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進(再掲)
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)(再掲)
- 避難所での衛生管理体制の確保(再掲)
- 応急的な住宅の確保(応急仮設住宅)
- 応急的な住宅の確保(一時提供住宅)
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援
- 「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及

3 復旧・復興対策

19 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

- 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有
- 水道における危機管理体制の強化
- ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有
- 災害廃棄物処理計画の策定

20 ボランティア活動支援体制の充実

- 災害時のボランティア受入体制の整備(再掲)
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援(再掲)

21 被災者の生活再建支援

- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進(再掲)
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 企業向け防災対策融資制度の周知(再掲)
- 農業版BCPの策定
- 農林水産業者への共済制度等の周知
- 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

2 県北部海拔ゼロメートル地帯対策について

1. 経緯

(1) 県北部海拔ゼロメートル地帯の課題

県北部の海拔ゼロメートル地帯に位置する桑名市、木曾岬町では、大規模地震の強震動による液状化現象が起きやすく、堤防の沈降による浸水の発生や道路被害等によって地震発生後の避難行動が取りにくい上、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えています。

三重県が実施した南海トラフ地震に係る被害想定調査では、県北部の桑名市と木曾岬町のゼロメートル地帯においては、地震直後から広範囲に及ぶ浸水が始まり、その後到達する4mを超える津波により、両市町で最大1,700人が津波からの逃げ遅れで死亡するという想定結果となっています。

また、昭和34年9月に紀伊半島に上陸した猛烈で超大型の伊勢湾台風により、大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、この地域だけで800人を超える方が亡くなりました。

その後、河川・海岸堤防の整備が進みましたが、近年の地球温暖化の影響等により、これまで経験したことのない暴風や高潮を伴う台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、再び甚大な被害が発生することが懸念されます。

(2) 南海トラフ地震対策特措法による特別強化地域の指定

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震対策特措法」という。）が平成25年12月27日付けで施行され、これに基づく「津波避難対策特別強化地域」（以下、「特別強化地域」という。）の指定が平成26年3月28日付けで行われました。

特別強化地域に指定された市町では、津波避難対策緊急事業計画を作成すると、同計画に基づく津波避難施設や津波からの避難路の整備に要する経費に対し、国の負担又は補助の割合の特例を受けられます。

しかし、本県の桑名市及び木曾岬町はこの指定から外れたため、この特例を受けることができない状況になりました。

(3) 県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会の設置

県北部海拔ゼロメートル地帯では、甚大な被害が想定される風水害や南海トラフ地震に対し、地域特有の特殊事情を踏まえた防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっていますが、特別強化地域の指定から外れたため、南海トラフ地震対策特措法による国の財政支援を受けることができず、津波避難対策の推進に支障が生じることが懸念されています。

このため、平成26年4月に県と桑名市、木曾岬町により「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を立ち上げ、この地域の特殊事情を踏まえた防災・減災対策についての検討を行うこととしました。

2. 協議会による検討の経緯

平成26年4月30日（水）に、第1回県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会を開催し、協議会の設置や海拔ゼロメートル地帯の現状、検討方針、今後の進め方等について協議を行いました。

また、協議会の下部組織として検討会議を設置し、平成26年6月3日（水）に第1回検討会議を開催したのを皮切りに、7回にわたる議論を踏まえ、11月7日（金）に第2回協議会を開催し、海拔ゼロメートル地帯対策について一定の整理を行い、取り組む対策をとりまとめました。

○協議会・検討会議の開催状況

- ・第1回協議会 平成26年4月30日（水）
- ・第2回協議会 平成26年11月7日（金）
- ・検討会議 平成26年6月3日（水）～10月15日（水） 計7回

3. 課題の整理

検討会議では、各市町それぞれが抱える課題を示し、その解決のために市町が実施を希望する対策の抽出を行いました。

次に、既存の制度等を活用して対応できるものを仕分けるなどの整理を行い、協議会で検討する項目の絞り込みを行いました。

【抽出された主な課題】

- ・市町の具体的な避難計画が必要
- ・多数の避難者が発生
- ・広域避難時の課題が不明確
- ・津波避難ビルとの通信体制が必要
- ・河川、海岸堤防の耐震化が未完成
- ・避難路、緊急輸送路の確保が不十分
- ・浸水時の排水能力が不足 等

4. 県北部海拔ゼロメートル地帯に関連した広域避難の取組

(1) 桑員地区広域避難訓練の実施（資料1）

平成26年9月21日（日）に、災害発生に備え、桑員地域の連携を強化するため、2市2町（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）で締結している「危機発生時の相互応援に関する協定」に基づく広域避難に関する訓練を実施しました。

訓練では、超大型台風を想定し、台風の接近時における木曾岬町からの広域避難、現地調整所（アイリスパーク）での避難者の受付、避難所の調整といった訓練、台風通過後のヘリコプターによる救助及び物資搬送訓練を行いました。

(2)大規模輸送にかかるバス事業者との協定の締結（資料2）

海拔ゼロメートル地帯における避難については広域かつ大規模となることから、住民の避難行動を支援する方策として、バスを移送手段とした避難が実施できる体制を整備することも必要です。

このため、木曾岬町が既に締結していた三重交通株式会社桑名営業所との協定に加え、三重県としても平成26年10月28日に公益社団法人三重県バス協会と「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」を締結しました。

5. 海拔ゼロメートル地帯対策として取り組む対策項目（資料3）

協議会および検討会議における検討の結果、対策項目について、「国への政策提言項目」、「県が実施する項目」、「市町が実施する項目」及び「今後、対応を検討するもの」として整理を行いました。

対策項目としては、河川・海岸堤防の整備等によるハード対策の他、市町における津波等の避難計画策定や、避難に必要な施設や設備の整備に対する財政支援、市町や県境を越えた広域避難体制の構築などのソフト対策が必要とされました。

特に、効率的に多数の避難者を避難させるための広域避難施設の不足や、広域避難訓練における避難者移送のためのバスの借上げ等の経費負担が大きいなどの課題があげられたため、これらに対する支援を国に求めていくこととしました。

○海拔ゼロメートル地帯で取り組む対策項目

【国への政策提言等を行うもの】

- ・多数の避難者を効率的に避難させるための広域避難施設整備にかかる支援
- ・広域避難体制を検証するための広域避難訓練にかかる経費等の支援
- ・国が管理する木曾川・揖斐川堤防の耐震対策の促進
- ・国道1号線を避難路として活用するための東部拡幅事業の整備促進

【県が実施するもの】

- ・県補助金を活用した津波避難施設整備等に対する財政支援
- ・県補助金を活用した避難者移送方法の確保支援
- ・県補助金を活用した津波避難ビル等との通信体制確保支援
- ・県が管理する城南地区・長島地区の海岸堤防整備

- ・避難困難地域や避難困難者数を明らかにするための市町避難計画の作成支援

【市町が実施するもの】

- ・避難困難地域や避難困難者数を明らかにするための市町避難計画の作成
- ・整備が必要な避難路や一次避難施設等を明らかにするための市町津波避難施設等整備計画の作成
- ・一次避難場所に取り残された避難者の移送方法の確保対策の検討
- ・津波避難ビル等との通信体制確保対策の検討

6. 今後の方向性

第2回協議会でとりまとめた海拔ゼロメートル地帯対策として取り組む対策に基づき、11月に国への政策提言活動を実施しました。現在は、県地域減災力強化推進補助金の制度見直しを進めているところです。

広域避難については、各市町が策定する予定の「市町避難計画」の中で明らかにする広域避難が必要な地域や避難者数、また、今年度実施した桑員地区広域訓練の検証結果も踏まえ、広域避難が発生した場合のルールづくりを具体的に検討していくこととします。

また、県境を超える避難で調整が必要な部分については、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において検討を進めており、避難の手順等について、各県市での議論と整合を図りながら、検討を進めていくこととします。

平成26年度桑員地域広域避難訓練の概要

資料1

- ・実施日時:平成26年9月21日(日) 9:00~12:00
- ・主催:桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、三重県
- ・協力機関:陸上自衛隊第33普通科連隊、第10飛行隊、岐阜県危機管理部防災課防災航空隊、三重県警桑名警察署、桑名市消防本部

【フェーズ1】台風接近前

- ・木曾岬町からの広域避難
- ・集結場所(桑名市多度アイリスパーク)での現地調整所の開設・運営、避難者の受付、避難所の調整

広域避難 (木曾岬町)

- ・危機発生時の相互応援に関する協定(2市2町)
- ・バス搬送の協力に関する協定(木曾岬町)



バス15台(約500名)

集結場所 (多度アイリスパーク)

- ・現地調整所の開設・運営
- ・避難者受付
- ・避難所マッチング



桑名市星見ヶ丘小学校避難所



【フェーズ2】台風通過後(航空機を活用した救助及び物資搬送訓練)

- ・逃げ遅れた観光客の救助搬送訓練(ナガシマリゾート→多度アイリスパーク)
- ・支援物資搬送訓練(伊賀広域防災拠点→多度アイリスパーク)



災害時における緊急・救援輸送に関する協定について

1 協定の概要

三重県と公益社団法人三重県バス協会とは、災害時における被災者や帰宅困難者の避難、復旧・復興活動に携わる対策要員ならびにボランティアの輸送等を迅速かつ確実に実施し、防災活動に資するため、平成 26 年 10 月 28 日に災害時応援協定を締結しました。

なお、本協定の締結は、本年 3 月に策定した「三重県新地震・津波対策行動計画」の行動項目の一つであり、選択・集中テーマである「避難をあきらめないための対策」や「命が危ぶまれる観光客への対策」を進めるための重点行動項目としても位置づけている「大規模輸送にかかるバス事業者との協定の締結」にあたります。

2 協定内容

- (1) 被災者（観光客等帰宅困難者を含む。）の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (3) ボランティアの輸送業務
- (4) 臨時避難所および一時待避場所としての支援業務
- (5) その他バスによる支援業務

3 公益社団法人三重県バス協会の概要

(1) 概 要

平成 24 年 3 月 21 日、三重県より公益社団法人への移行認定を得て、地域交通及び地域間交通における輸送サービスの改善と充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与し、かつ、バス事業の適正な運営及び健全な発展の促進に努め、もって公共の福祉の増進に資することを目的に平成 24 年 4 月 1 日に「公益社団法人三重県バス協会」として設立した団体。

会長は三重交通株式会社の雲井敬社長が、副会長は三岐鉄道株式会社の日比義三社長が就任されている。

(2) 組 織

一般乗合旅客自動車運送事業者（5 社）、一般貸切旅客自動車運送事業者（26 社）で組織されている。

(参考) 協定締結式の様子



海拔ゼロメートル地帯対策として取り組む対策項目

資料3

1 国への提言項目(平成26年11月)

番号	ハード/ソフト	対象	課題の概要	提言項目	国への提言の概要	取組方針
①	ソフト	地震・津波 台風・高潮	海拔ゼロメートル地帯の住民を長期間収容するための広域避難施設が不足している	広域避難施設整備にかかる支援	大人数を収容するための広域避難施設の整備(改修)にかかる財政支援措置の創設	「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」や「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」等も通じ、他県等と調整の上、市町避難計画を踏まえた上で検討する。
②			広域避難訓練にあたり、バス借上げやヘリ出動等による経費の負担が大きい	広域避難訓練経費の支援	県境を越えた広域避難訓練の経費にかかる財政支援制度の創設	
③	ハード	地震・津波	木曾川、揖斐川の堤防の耐震対策が完成していない	河川堤防の耐震対策の促進	国道23号線より下流の堤防耐震対策の早期完成	木曾川・揖斐川堤防の耐震対策については、国が全国防災事業により耐震・液状化対策を実施している。秋の国への提言など、あらゆる機会を捉えて、事業の推進を引き続き要望するとともに、平成27年度で終了する全国防災事業に代わる制度の創設を要望する。
④					国道23号線より上流の堤防耐震対策の早期着手	
⑤		地震・津波 台風・高潮	国道1号線の渋滞により、避難路等に活用できない	国道の整備促進	国道1号線東部拡幅の早期完成	国道1号線桑名東部拡幅については、国が渋滞緩和や災害に強い道路機能確保などを目的に、伊勢大橋の架替を含む4車線拡幅事業を実施している。今年度は河川内の橋梁下部工事に新たに着手される予定です。秋の国への提言など、あらゆる機会を捉えて、事業の推進を引き続き要望する。

2 県が実施する項目

番号	ハード/ソフト	対象	課題の概要	実施項目	市町が実施を求める県の対策の概要	取組方針	
①	ソフト	地震・津波 台風・高潮	避難困難者数等が明確でないため、避難施設整備計画や広域避難計画等が作成できない	市町避難計画の作成支援	避難困難地域、避難困難者数や避難者移送方法の課題等を明らかにするため、市町が作成する避難計画の作成を支援	市町津波避難計画の作成フローチャートの提供や参考例の紹介などにより、市町の支援を行う。	
②			浸水地域が広大で、津波からの避難施設・避難路が確保できていない	津波避難施設整備等に対する財政支援	市町避難計画の作成の過程で、津波避難施設や避難路が不足することが明らかになった場合、県地域減災力補助金の見直し等により財政支援する方法を検討	市町で必要となる津波避難施設や避難路の整備に対し、県地域減災力強化推進補助金による支援を検討する。	
③			地震・津波	浸水して孤立した一次避難場所からの避難者の移送方法が確立していない	避難者移送方法の確保支援	市町避難計画の作成の過程で、一次避難場所に取り残された避難者の移送方法の検討を行った後、必要な移送手段(ゴムボートの配備等)を市町が整備するのに必要な財政支援措置について、県地域減災力推進補助金の見直し等を検討	市町で必要となるゴムボート等の整備に対し、県地域減災力強化推進補助金による支援を検討する。
④			浸水して孤立することが予想される津波避難ビル等との通信手段が整備されていない	津波避難ビル等との通信体制確保支援	市町が検討する津波避難ビル等との通信手段について、事例照会等の助言を行うとともに、必要に応じて県地域減災力推進補助金の見直し等を検討	市町で必要となる津波避難ビル等との通信手段の整備に対し、県地域減災力強化推進補助金による支援を検討する。	
⑤	ハード	地震・津波	海岸堤防の耐震対策・高潮対策が完成していない	海岸堤防の整備	長島地区・城南地区海岸高潮対策事業の早期完成	長島地区海岸については、全長約1.4kmのうち、平成20年度から平成25年度までに海側の約1.2kmの整備が完了し、今年度は残る区間の整備を完了させるとともに、陸側の工事に着手することとしており、早期完成に向けて事業推進に努める。城南地区海岸については、全長約2.4kmのうち、海域に面した約0.8kmの区間について、平成24年度から調査設計に着手し、今年度から工事に着手することとしている。残る区間についても、引き続き事業着手に向けた検討を行うなど、早期完成に向けて事業推進に努める。	

3 市町が実施する項目

番号	ハード/ソフト	対象	課題の概要	実施項目	市町が実施する対策の概要	取組方針	
①	ソフト	地震・津波 台風・高潮	避難困難者数等が明確でないため、避難施設整備計画や広域避難計画等が作成できない	市町避難計画の作成	避難困難地域、避難困難者数や避難者移送方法の課題等を明らかにするため、避難計画を作成	平成26年度末までに各市町で市町避難計画を作成する。	
②			津波からの避難に必要な避難路や一次避難場所等の整備がどの程度必要かが、把握できていない	市町津波避難施設等整備計画の作成	整備が必要な避難路や一次避難施設等を明らかにするため、市町津波避難施設等整備計画を作成	平成26年度末までに各市町で市町避難計画を作成するものとし、必要に応じ県の地域減災力強化推進補助金の見直しに必要な概要を県に示す。	
③			地震・津波	浸水して孤立した一次避難場所からの避難者の移送方法が確立していない	避難者移送方法の確保	市町避難計画の作成の過程で、一次避難場所に取り残された避難者の移送方法について、必要な移送手段(ゴムボートの配備等)を検討	平成26年度末までに各市町で避難者移送を明確にするものとし、必要に応じ県の地域減災力強化推進補助金の見直しに必要な概要を県に示す。
④			浸水して孤立することが予想される津波避難ビル等との通信手段が整備されていない	津波避難ビル等との通信体制確保	津波避難ビル等との通信手段について検討	平成26年度末までに各市町で津波避難ビル等との通信手段を明確にするものとし、必要に応じ県の地域減災力強化推進補助金の見直しに必要な概要を県に示す。	

4 今後、対応を検討するもの

番号	ハード/ソフト	対象	課題の概要	実施項目	今後検討する対策の概要
①	ソフト	地震・津波 台風・高潮	避難困難者を市町外に避難させる際の移送手段や受入先等が明らかになっていない	広域避難マニュアルの作成	市町避難計画の作成で明らかになった避難困難者の移送や受入について検討し、広域避難マニュアルを作成
②		台風・高潮	現在の海岸堤防で防ぎきれない高潮等が発生した場合、広範囲で浸水する	早期避難実施の手順検討	ある程度の事前予測が可能な台風・高潮被害について、タイムラインの導入や早期避難判断基準の設定などによる早期避難実施手順を検討
③		地震・津波 台風・高潮	市町外で避難困難者を受け入れるための広域避難施設に必要な規模や機能、整備が必要な施設数等が明らかになっていない	広域避難施設整備計画の作成	多数の避難困難者を受け入れる広域避難施設について、既存の施設で不足する場合の改修や新設等を行うための整備計画を作成
④			広域避難を実施する際の課題等が明確になっていない	広域避難訓練の実施	広域避難マニュアルの課題等を検証するための広域避難訓練を実施
⑤	ハード	地震・津波	鍋田川堤防の耐震化が一部実施されていない	県管理河川堤防の整備促進	鍋田川堤防1.9kmの耐震化の事業化、早期完成
⑥			国道1号線の渋滞により、避難路等に活用できない	国道の整備促進	桑名市内国道1号線片側2車線化事業の早期着手
⑦		地震・津波 台風・高潮	海拔ゼロメートル地帯における排水能力が不足している	排水ポンプ車両の配備	木曾川下流河川事務所に配備されている排水ポンプ車両の追加配備
⑧			既存の排水機場の能力では、津波や高潮による浸水時に排水能力が不足する	排水能力の増強	排水機場整備にかかる補助率上乗せ及び津波・浸水対策メニューの新設
⑨		地震・津波	液状化や渋滞の発生により緊急輸送路の確保が困難になる	緊急輸送路の確保	木曾岬干拓地から伊勢湾岸道弥富木曾岬ICへのアクセス道路の整備
⑩		台風・高潮	渋滞発生等により、地域外への避難が困難である	避難路の確保	国道23号線以北の県道BP整備を検討
⑪		地震・津波 台風・高潮	既存の排水機場の能力では、津波や高潮による浸水時に排水能力が不足する	排水能力の増強	排水能力増強に対応した鍋田川全体計画の見直しの必要性を検討
⑫					排水機場・ポンプ場の浸水対策、計画的な更新等の実施を検討

